

○草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付要綱

令和7年6月1日

告示第224号

改正 令和8年3月31日告示第147号

（趣旨）

第1条 この要綱は、草津市気候非常事態宣言（令和3年12月17日宣言）を機に、草津市（以下「市」という。）が進めるゼロカーボンシティに向けた取組を具体的に定めた、第5次草津市地球冷やしたいプロジェクトに基づき、再生可能エネルギーの拡大とエネルギーの地産地消を推進することで、エネルギー消費量が少なくても健やかで幸せに過ごせる住宅（健幸エコハウス）の普及や住宅用太陽光発電導入目標の達成に資することを目的とし、予算の範囲内において、草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、アンペアブレーカーおよび漏電遮断器等が組み込まれた分電盤、計測・表示装置ならびにこれらの設備または機器類を接続する電線類で構成される一体化されたシステムをいう。
- (2) 蓄電池 蓄電池、パワーコンディショナおよび連系盤ならびにこれらの設備または機器類を接続する電線類で構成される一体化された電気を蓄えることができるシステムをいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、個人用既存住宅に住宅用太陽光発電システムおよび蓄電池を設置する事業のうち、別表に定める補助要件および次の各号のいずれにも該当する設備（以下「対象設備」と

いう。)を設置する事業とする。

- (1) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- (2) 各種法令等を遵守した設備であること。
- (3) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。ただし、中古設備は、補助対象外とする。
- (4) 対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること。

2 前項の既存住宅については、対象設備を設置する建物の建設工事期間と、対象設備の設置工事期間が重なっていないものとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、補助対象事業を実施する者であって、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請日時点において、本市に住民登録のある者であること。
- (2) 住民登録されている自ら居住する市内の住宅（賃貸住宅および集合住宅を除く。）に設置する者であること。
- (3) 市税の滞納がない者であること。
- (4) 環境省の専用ソフトを用いて各家庭のライフスタイルに合わせた省エネ、省CO₂対策の提案が受けられる「うちエコ診断」により導入効果を把握し、更なる取組に繋げることが期待できる者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費および補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費は、対象設備の設置および導入に要した経費（消費税および地方消費税は除く。）とし、補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金は、1件の補助対象事業に対し1回限り交付するものとする。
- 4 補助金は、1人の補助対象者に対し1回限り交付するものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 補助金の交付は、この補助金により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助対象事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ることを条件とする。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付の申請は、同項の規定にかかわらず、草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付申請書（兼実績報告書、交付請求書）（別記様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和9年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽電池モジュール、パワーコンディショナおよび蓄電池のカタログ等の写し（品名、品番、出力、容量および蓄電池価格がわかるもの）
- (2) 対象設備の設置に係る契約書の写しおよび設置工事着工日がわかる書類
- (3) 対象設備の設置工事が完了したことを証明する書類
- (4) 振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座のキャッシュカードの写し（金融機関名、口座番号および名義がわかるもの）
- (5) 「うちエコ診断」を受診したことが分かる資料
- (6) 蓄電池がJIS規格または一般社団法人電池工業規格に準じていることがわかる資料
- (7) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の交付等の決定）

第8条 市長は、前条に規定する書類の審査および第15条に規定する現地調査等により、補助金を交付すべきと認めたときは、規則第6条の規定にかかわらず、草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の実績報告は、規則第13条の規定にかかわらず、前条第1項の交付

の決定があった場合、補助金交付申請書の提出によってなされたものとみなす。

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第14条に規定する補助金等の額の確定通知は、第8条第1項に規定する決定の通知によってなされたものとみなす。

(補助金の交付請求)

第11条 補助金の交付請求は、規則第16条第1項の規定にかかわらず、第10条の額の確定があった場合、補助金交付申請書の提出によってなされたものとみなす。

(工事日および購入日)

第12条 対象設備の設置に係る契約締結日または設置工事着工日のいずれか早い日が令和8年4月1日以降でなければならない。

2 対象設備の設置工事完了日は、令和9年1月31日以前でなければならない。

(申請の取下げ)

第13条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げをすることができる期日は、交付の決定を受けた日から起算して15日以内とし、草津市健幸エコハウス(太陽光発電・蓄電池)普及促進補助金における交付申請の取下げ届出書(別記様式第4号)を市に提出しなければならない。

(補助金の取消し等)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者または補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、または交付の決定を取り消した上、既に交付した金額の全部または一部の返還を求めるものとする。

(1) 虚偽の手續により不正に補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 本要綱または規則に反する内容に基づき補助金の交付の決定を受けたことが判明したとき。

(現地調査等)

第15条 市長は、補助金の交付事務の適切かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助対象者等に対して報告を求め、または現地調査を行うことができるものとする。

(手続代行者)

第16条 補助対象者は、補助金交付申請書の提出について、補助対象事業に係る工事または販売を行う者に対し、その手続を委任することができる。

2 前項の規定により手続を委任する場合、手続を委任された者（以下「手続代行者」という。）は、補助金交付申請書において手続代行者に係る情報を記載しなければならない。

3 手続代行者は、この手続の代行を通じ補助対象者に関して得た情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

4 市長は、手続代行者がこの要綱に定める手続を偽り、その他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第17条 補助対象者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助対象事業に係る取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金財産処分承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により承認を受けた補助対象者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があったときは、その収入の全部または一部を市に納付させることができる。

(データ等の提供)

第18条 市長は、第1条の規定による目的に必要な範囲において、補助対象者に対し、対象設備の普及に資するデータ等の提供を求めることができる。

2 補助対象者は、市長が前項の規定によるデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行し、令和7年度の事業から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

付 則 (令和8年3月31日告示第147号)

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

設備名	補助率等	補助要件
住宅用太陽光発電システム	3.5万円/kW 上限15万円	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽電池モジュールの公称最大出力が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。 2 蓄電池と併せて設置すること。
蓄電池	7.75万円/kWh×1/3（蓄電池価格の1/3以内） 上限15万円	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅用太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できること。 2 JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じていること。 3 蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であること。 4 既存の住宅用太陽光発電システムと接続する、または同システムと併せて設置すること。

別記

様式第1号（第7条関係）

草津市長 宛

年 月 日

住 所 〒
滋賀県草津市

(フリガナ)
申請者 氏 名 印

草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付申請書（兼実績報告書、交付請求書）

草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付要綱第7条の規定に基づき、標記補助金の交付について本申請書の記載内容および添付書類について誤りのないことを誓約して申請するとともに、実績の報告をします。

また、今回の交付申請にあたり、市税に関する納税状況について、市長が照会・調査することに同意します。

なお、申請のとおり交付の決定がされたときは、交付決定額を下記交付金の振込口座へ支払われたく請求します。

申請者の連絡先 (電話番号は平日昼間に連絡が 取れる番号を記載してください)	(氏名) (TEL) (FAX) (E-mail)							
手続代行者 (手続きを代行している場 合は記入してください)	住 所 会 社 名 担当者名 担当者連絡先 (TEL) (FAX) (E-mail)							
設置場所	▼住民票と同じ表記にしてください。 滋賀県草津市							
交付申請額 交付請求額	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>円</td></tr></table>				0	0	0	円
			0	0	0	円		

(裏面へ)

補助金の振込先口座	※ゆうちょ銀行の場合は、他銀行からの振込用口座番号にて記載 (通帳見開きページの下部に記載)	
	金融機関名	
	本支店名	
	預貯金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 ※該当するものにチェックしてください。
	本人口座番号	
	本人口座名義	(※カタカナで記入)

工事日 および 購入日	対象設備の種類	契約日もしくは工事着工日	工事完了日
		(いずれか早い方)	
	住宅用太陽光 発電システム	令和__年__月__日	令和__年__月__日
	蓄電池	令和__年__月__日	令和__年__月__日
<p>※対象設備の設置に係る契約締結日または設置工事着工日のいずれか早い日が令和8年4月1日以降であること。</p> <p>※対象設備の設置工事完了日が令和9年1月31日以前であること。</p>			
施工者	住宅用太陽光発電システム		
	施工者	_____	
	施工者住所	滋賀県 _____	
	蓄電池		
	施工者	_____	
	施工者住所	滋賀県 _____	
<p>※対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること。</p>			

<添付資料>

- ・太陽電池モジュール、パワーコンディショナおよび蓄電池のカタログ等の写し
(品名、品番、出力、容量および蓄電池価格がわかるもの)
- ・対象設備の設置に係る契約書の写しおよび設置工事着工日がわかる書類
- ・対象設備の設置工事が完了したことを証明する書類
- ・振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座のキャッシュカードの写し
(金融機関名、口座番号および名義がわかるもの)
- ・「うちエコ診断」を受診したことが分かる資料
- ・蓄電池が JIS 規格または一般社団法人電池工業会規格に準じていることがわかる資料
(別紙へ)

(別紙) 設備要件調書

パワー コンディショナ	製造者	品番・型名	定格出力
			kW

太陽電池 モジュール (新設分)		製造者	品番・型名	公称最大出力 (A)	枚数 (B)	小計 (A×B)
	1			W	枚	W
	2			W	枚	W
	3			W	枚	W
						合計

太陽電池 モジュール (既設分)		製造者	品番・型名	公称最大出力 (A)	枚数 (B)	小計 (A×B)
	1			W	枚	W
	2			W	枚	W
	3			W	枚	W
						合計

※認定容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。
 ※蓄電池と併せて設置すること。

蓄電池 (蓄電池シ ステム)		製造者	品番・型名	蓄電容量	価格
	1			kWh	円
	2			kWh	円
	3			kWh	円
				合計	kWh

※太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるものであること。
 ※JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているものであること。蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であること。
 ※既存の太陽光発電システムと接続する、または太陽光発電システムと併せて設置すること。

様式第2号（第8条第1項関係）

第 年 月 日 号

様

草津市長



草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付決定通知書
兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金については、草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定したので通知します。

記

交付決定額 _____ 円

額の確定額 _____ 円

様式第3号（第8条第2項関係）

第 年 月 日

様

草津市長



草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金について、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

不交付とした理由

様式第4号（第13条関係）

年 月 日

草津市長 宛

住 所

（フリガナ）

申請者 氏 名

印

草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金における交付
申請の取下げ届出書

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた標記補助金について、草津
市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付要綱第13条の規定に
より、下記の理由をもって交付申請の取下げを申請します。

記

取下げの理由

様式第5号（第17条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

住 所

(フリガナ)

申請者 氏 名

印

草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた標記補助金により取得した財産を処分したいので、草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付要綱第17条第1項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1 処分の内容

(1) 処分する財産名および品番

(2) 処分方法 ※該当する項目にチェックしてください。

目的外使用（転用） 譲渡 交換 貸付 担保 廃棄

(3) 処分予定日

2 処分の理由

3 添付書類